

通達区分	一般通達
有効期間	5年(令和13年3月31日まで)

県本部関係部課長 殿  
県下各警察署長

宮本規第399号  
令和7年6月30日  
交通部長

駐車禁止除外等標章の交付等に関する細部事項の一部改正について（通達）

駐車禁止除外等標章の交付の事務に関する必要な事項については、「駐車禁止除外等標章交付等に関する細部事項の一部改正について（通達）」（令和7年3月17日付け宮本規第143号。以下「旧通達」という。）により規定し、運用してきたところであるが、「交通規制の対象から除外する車両の指定等の事務取扱要領の一部改正について（通達）」（令和7年6月30日付け宮本規第397号。以下「取扱要領」という。）の発出に伴い、旧通達の一部を改正するので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い旧通達は廃止する。

記

#### 1 改正の要点

- (1) 車両の使用権原の確認を不要とした。
- (2) 事前に使用する車両が特定できない場合等の措置に関する項目を削除した。
- (3) 宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）及び取扱要領の改正に伴い、申請時の必要書類を整理した。
- (4) その他文言の整理等を行った。

#### 2 施行期日

令和7年7月1日

担当：規制第二係（警電5273）

## 駐車禁止除外等標章の交付等事務に関する細部事項

### 第1 趣旨

この細部事項は、駐車禁止除外等標章の交付申請の受理及び交付要領並びに交付対象ごとの必要書類及び審査項目等について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 受理要領

#### 1 交付申請受理時の添付書類

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。）第3条第1項第5号一ウ及びエまで、同項第6号及び第7号に規定する駐車禁止、駐車の方法又は駐車時間制限の規制の対象から除外する車両を指定する標章（以下「標章」という。）の交付申請を受理する場合は、県規則別記様式第2号の除外標章交付申請書（以下「申請書」という。）2通の提出を受けるとともに、別表「除外標章交付審査項目一覧表」（以下「一覧表」という。）で定めるその他の必要書類（以下「添付書類」という。）各2通の提出を受けること。

#### 2 他県居住者からの申請

居住地が宮城県で、かつ、警察署の管轄外に居住する者からの標章交付の申請については、取扱要領に規定するとおり取り扱うものとするが、他の公安委員会が管轄する地域に居住する者から申請がなされた場合は、都道府県ごとに交付要件等が異なることから、その居住地を管轄する警察署等に確認の上、当該警察署等に申請するよう教示すること。ただし、県規則第3条第1項第5号一エ（ア）から（オ）までに掲げる者が掲出する標章（以下「身体障害者等標章」という。）の申請で、交付対象となる身体障害者、知的障害者又は精神障害者等（以下「身体障害者等」という。）が本県に長期滞在している等、やむを得ない理由が認められる場合に限り、申請を受理して標章を交付できるものとし、標章の有効期間を3年以内で本県に滞在する必要な期間とすること。

#### 3 再交付申請受理時の留意事項

除外標章の再交付を受理した際、申請者には県規則様式第3号除外標章再交付申請書1通のみ求めることとしているため、警察署で保存している除外標章の控えを確認し、新たな除外標章を作成した上、再交付であることが分かるよう、除外標章の右上部分に「再交付」と朱書きした上で交付すること。

また、同除外標章の写しを作成し、除外標章再交付申請書とともに保管すること。

#### 4 記載事項変更届受理時の留意事項

(1) 除外標章の記載事項変更は、車両は同一だが車両番号が変更となった場合等、審査を要しない変更が対象となるため、審査が必要となる変更の場合は新規の申請として受理すること。

(2) 除外標章の記載事項変更届を受理した際、県規則様式第4号の除外標章記載

事項変更届 1 通及び記載事項の変更を証する書面 1 通に限るため、以下のように取り扱いのうえ、取扱要領で定める別記様式 2 号から別記様式 5 号の備考欄に記載事項を変更した日付を記載すること。

ア 届出者が許可済みの除外標章を持参した場合

当該除外標章に変更する記載事項を直接加除訂正して交付すること。

イ 届出者が許可済みの除外標章を持参しなかった場合

重複交付防止のため、除外標章を持参するよう説明し、亡失等で持参できない場合は、再交付申請として受理すること。

(3) 除外標章交付時には、記載事項を変更した除外標章の写しを作成し、同記載事項変更届とともに保管すること。

### 第 3 審査要領

#### 1 標章の審査

標章の交付申請を受理した場合は、一覧表に記載する必要書類及び審査項目を確認して審査すること。

また、当該申請が身体障害者等標章の申請である場合は、「身体障害者等障害・等級別対象一覧表」（別紙）により交付対象者の障害の区分ごとに認定された障害等級が交付対象の等級に合致しているかを確認すること。この場合において、交付対象者に 2 つ以上の障害が認定されている場合は、障害の区分ごとの障害等級を確認し、そのいずれかが交付対象の等級に合致していることを確認すること。

#### 2 標章の不正使用事案等への対処

標章の不正使用事案等の違法行為については、不公平感を生じさせかねないことを踏まえ、目的外使用の禁止、不正に使用した場合における返納を検討すること。また、平素より駐車監視員との連携を強化するなどしてこの種事案の端緒把握に努め、これを認知した場合は、積極的に、検挙措置を図るとともに、使用者責任を追及するなど、厳正に対処すること。なお、既に交付されている標章と当該申請に係る標章の重複交付の防止に努めること。

当該申請が既に交付している標章と重複していることが判明した場合は、申請に至った経緯を申請者に確認するとともに、不正利用を防止するため複数の標章の交付は行っていないことを説明し、申請を不受理とするなど適切に対応すること。

#### 3 行政不服審査法に基づく教示

標章の交付を求められ、標章を交付しない等、申請者等にとって不利益な処分を行う場合には、当該申請者等に対してその理由を示した上で、教示書（取扱要領別記様式第 13 号）を交付し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく教示を確実に行うこと。

### 第 4 交付手続

#### 1 標章の有効期間

標章の有効期間は、交付日から起算して 3 年以内とすること。

身体障害者等で障害認定等級の再認定期日や有効期限が指定されている場合は、交付日から起算して 3 年又は当該再認定期日等から起算して 1 か月後の日の

うち、いずれか短い期間を有効期間とすること。

## 2 標章の作成

標章は、掲出による退色や交付後の追記等による変造を防止するため、油性ペン等の消せない筆記用具等により作成し、宮城県公安委員会交通事務専用印を押印して申請者に交付すること。

## 3 注意事項の教示

標章の交付に当たっては、標章の使用上の注意や駐車が出来ない場所等を記載した別添「駐車許可証等を掲出しても駐車することができない場所等」を交付するなど、標章の交付を受けた者が適切に標章を使用できるよう配慮すること。

# 第5 留意事項

## 1 情報セキュリティ対策

交通課長、許認可担当係長等の幹部は、身体障害者等の障害等級をはじめとした個人情報の取扱いについて、情報セキュリティ対策を徹底するとともに、みだりに他人に知らせ、又は業務上の使用目的以外に不正に使用しないよう指導監督を徹底すること。

## 2 標章の取扱いに関する周知

標章を適切に取り扱うため、職員に対して次に掲げる事項についての周知を徹底し、特に交通指導取締等においては、その取扱いに誤りのないよう特段の配慮をすること。

- (1) 身体障害者等であることを理由に交付する標章は、標章に記載された車両以外であっても、交付を受けた身体障害者等が現に使用し、当該車両に標章を掲出している場合には有効なものとなること。
- (2) 他の都道府県公安委員会が交付した標章については、県規則第3条第1項第5号に規定するとおり、身体障害者等であることを理由に交付されたものは本県内でも有効であること。

別紙

身体障害者等障害・等級別対象一覧表

(窓口担当者用)  
令和7年6月現在

障害の区分	等級		2級				3級			4級		5級	6級
	1級		①	②	③	④	①	②	③	①	②		
視覚障害	○		○				○			○	×	×	×
聴覚障害	—		○				○			×		—	×
平衡機能障害	—		—				○			—		△	—
上肢機能障害	○	○	○	×	×	×			×		×	×	
下肢機能障害	○		○				○			○ (4級は全て対象)		△	△
体幹機能障害	○		○				○			×		×	—
脳病変運動機能障害	○		○				△			△		×	×
心臓機能障害	○		—				○			×		—	—
じん臓機能障害	○		—				○			×		—	—
呼吸器機能障害	○		—				○			×		—	—
ぼうこう機能障害	○		—				○			×		—	—
直腸機能障害	○		—				○			×		—	—
小腸機能障害	○		—				○			×		—	—
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○		○				○			×		—	—
肝臓機能障害	○		○				○			×		—	—

知的障害者	A	—	療育手帳で(A)を確認
精神障害者	1級	—	精神障害者保健福祉手帳で(1級)を確認
紫外線要保護者	○	—	小児慢性特定医療費受給者証で確認

※1 視覚障害は、4級の1(障害等級4級、鉄道割引1種)までが除外対象

※2 上肢機能障害は、2級の1, 2(障害等級2級、鉄道割引1種)までが除外対象

※3 下肢機能障害は、「1級から4級」までが除外対象

※4 平衡機能障害(5級)、下肢機能障害(5級、6級)及び脳病変障害(3, 4級)については、医師の意見書により審査し、歩行困難の程度が交付対象者相当と認める場合のみ標章を交付すること。

※5 複数の障害が認定されている場合は、障害の区分ごとに等級を確認し、交付要件対象の等級に合致していることを確認すること。

凡 例

△	医師の意見書により歩行困難の程度が対象等級と同一程度と認められれば交付可能な等級
○	除外標章交付対象の等級
—	設定がない等級
×	駐禁除外に該当しない等級

別表

除外標章交付審査項目一覧表

項目 対象	必要書類	審査項目	標章の種類及び有効期間
① 身体 障害者	1 申請書（県規則様式第2号）（2通） 2 身体障害者手帳等の写し（2通） 障害者の氏名、障害名、等級など記載内容の全てが分かる状態であること。 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳（知的障害者） ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 戦傷病者手帳 ◇ 医師の意見書（1通）と同意見書の写し（1通） 別紙の「△」で記載された障害等級により許可を受けようとする場合であって、新規申請時又は障害等級に変更を伴う更新時に限り医師の意見書の提出を受けて審査すること。（※1） 期間等の更新の申請で、前回の障害等級から変更が無ければ提出不要。	<b>【①～②共通項目】</b> 1 申請書の記載内容と添付書類を突合して確認すること。 2 交付対象者は、本県に居住する者か確認すること。 3 代理人申請の場合は、交付対象者との関係及び承諾の有無を確認すること。 4 期間等の更新の申請又は再交付の場合は、旧標章を返納させること。 <b>【①身体障害者の場合】</b> 5 障害の区分ごとの等級が別紙の対象一覧表で交付対象に該当することが交付要件であるので、身体障害者手帳等で障害の区分ごとの障害等級が判別できない場合は、申請者に照会の了解を得てから、受理警察署から又は本部交通規制課規制第二係を通じて、手帳の発行機関に対する照会を実施すること（※2）。ただし、継続申請の場合で、障害等級に変更がない場合は前回の確認結果を引用すること。 6 医師の意見書提出の場合、その内容は「歩行困難性」が認められる内容となっているか判断すること。	1 標章の種類 (1) ①身体障害者の場合 県規則様式第1号 「歩行困難者」 の記載があるコピーガード付きのもの。 (2) ②紫外線要保護者の場合 県規則様式第1号 「紫外線要保護者」 の記載があるコピーガード付きのもの。 (3) 標章にはシステムから付与される標章交付番号を記入すること。 2 有効期間 (1) 交付日から起算して3年以内。 (2) 身体障害者手帳等に再認定日等（※3）が指定されている場合は、上記(1)と当該再認定日等から1か月後の日のうち、期間の短いものを標章の有効期間とする。
② 紫外線 要保護者	1 申請書（県規則様式第2号）（2通） 2 小児慢性特定医療費医療受給者証の写し（2通）	<b>【②紫外線要保護者の場合】</b> 7 受給者証から紫外線要保護者か確認すること。	

※1 「診断書」ではなく、取扱要領別記様式第1号の医師による「意見書」の提出を求める理由は、現在認定を受けている障害等級では即座に「歩行困難性」が判断できない者について、その「歩行困難性」を判断することを目的としているもの。一般的な診断書ではこの「歩行困難性」の判断ができない上に発行手数料がかかることから、申請者には当該様式を用いて医師に記載してもらうよう確実に説明すること。

なお、本様式の医師名の記載欄は「記名」のみで足りるので「署名」「押印」を求めないこと。

2 複合等級（上下肢不自由など）や複数の障害がある場合、身体障害者手帳の「身体障害者等級表による級別」には総合的な等級のみが記載され、障害部位ごとの等級の記載が無い場合があるので注意すること。

3 障害の回復・改善の見込みがある場合や、一定期間で障害の再認定が必要な場合等に設定されている。「有料道路割引」の有効期限ではないので注意すること。

項目 対象	必要書類	審査項目	標章の種類及び有効期間
③ 狂犬病 予防法 出動車両	1 申請書（県規則様式第2号）（2通） 地方公共団体又は受託法人の申請 2 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項 が記載された書面（2通） 3 狂犬病予防技術員証（職員証）の写し（2通） ◇ 業務委託契約書等の写し（2通） 受託法人の申請の場合	<b>【③～⑦共通項目】</b> 1 申請者が行う業務の内容と申請理由の整合性を確認 するとともに、申請者が業務を実施する正当な資格を 有することを確認すること。 2 車両の使用者の名義等を確認し、当該機関が使用で きる車両か確認すること。 3 提出書類（特に契約書、狂犬病予防技術員証）は申 請日時点で有効なものか確認すること。 4 代理人申請の場合は、交付対象との関係及び承諾（委 任状）の有無を確認すること。 5 継続申請又は再交付の場合は、旧標章を返納させる こと。	1 標章の種類 (1) 県規則様式第1号の標章。 (2) 標章にはシステムから付与される標章 交付番号を記入すること。 2 有効期間 (1) 交付日を起算して3年以内となる。 (2) 業務委託契約に伴う申請の場合は、上 記(1)と当該契約期間の終期（※4）のう ち、期間の短いものを標章の有効期間と すること。 (3) 自動車登録番号が他県ナンバーである など、道路運送車両法及び自動車の保管 場所の確保等に関する法律の規定による 変更又は移転登録を要する場合は、当該 申請を指導し、その手続に必要な期間（最 長1か月）を有効期間として交付するこ と。
④ 道路等 点検保守 車両	1 申請書（県規則様式第2号）（2通） 道路管理者又は受託法人の申請 2 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項 が記載された書面（2通） ◇ 業務委託契約書等の写し（2通） 受託法人の申請の場合		
⑤ 郵便集配 及び 電報配達 車両	1 申請書（県規則様式第2号）（2通） 法人による申請 2 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項 が記載された書面（2通） 3 電報配達従事者証又は社員証の写し（2通） ◇ 業務委託契約書等の写し（2通） 受託法人の申請の場合		
⑥ 医師及び 歯科医師 往診車両	1 申請書（県規則様式第2号）（2通） 法人・個人問わず医師にかかる申請 2 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項 が記載された書面（2通） 3 医師免許証又は歯科医師免許証の写し（2通）		
⑦ 保健師等 緊急訪問 車両	1 申請書（県規則様式第2号）（2通） 法人・個人問わず医師にかかる申請 2 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項 が記載された書面（2通） 3 各資格免許証の写し（2通）		

※4 申請理由である業務内容を直接委託する委託契約の期間の終期。狂犬病予防技術員証やリース契約の期限等については、契約期間内における委託業務の履行に必要なものであり、契約が継続している以上はこれらの期限も当然延長されていくものと思料されることから、標章の有効期間には反映しない。ただし、審査項目のとおり、申請時点において有効なものであることは確認すること。

項目 対象	必要書類	審査項目	標章の種類及び有効期間
⑧ 放置車両 監視車両	1 申請書（県規則様式第2号）（2通） 法人による申請 2 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面（2通） 3 駐車監視員資格者証の写し（2通） ◇ 業務委託契約書等の写し（2通） 受託法人の申請の場合	<b>【⑧～⑩共通項目】</b> 1 申請者が行う業務の内容が申請理由に合致すること及び当該業務を実施する正当な資格を有するか確認すること。 2 車両の使用者の名義等を確認し、当該機関が使用できる車両か確認すること。 3 提出書類（特に契約書、資格者証）は申請日時点で有効なものか確認すること。 4 代理人申請の場合は、交付対象との関係及び承諾（委任状）の有無を確認すること。 5 継続申請又は再交付の場合は、旧標章を返納させること。	1 標章の種類 (1) 県規則様式第1号の標章。 (2) 標章にはシステムから付与される標章交付番号を記入すること。 2 有効期間 (1) 交付日を起算して3年以内となる。 (2) 業務委託契約に伴う申請の場合は、上記(1)と当該契約期間の終期（※5）のうち、期間の短いものを標章の有効期間とすること。 (3) 自動車登録番号が他県ナンバーであるなど、道路運送車両法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定による変更又は移転登録を要する場合は、当該申請を指導し、その手続に必要な期間（最長1か月）を有効期間として交付すること。
⑨ 緊急報道 取材車両	1 申請書（県規則様式第2号）（2通） 報道機関による申請 2 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面（2通） 3 ◇ 運転者が社員の場合 報道機関社員証の写し（2通） ◇ 運転等を委託している場合 業務委託契約書の写し（2通）	<b>【⑩患者輸送車両又は⑪車いす移動車両の場合】</b> 6 私的に使用されるものではなく、有償・無償問わず業務に使用される車両であること。 (1) 有償事業 介護タクシーなど (2) 無償事業 病院・介護施設の業務で直接使用される輸送車両 7 車両は、通常「8ナンバー」の特殊用途となるので、自動車検査証の「車体の形状」が「患者輸送車」又は「車椅子移動車」となっているか確認すること。 ただし、登録の基準に適合しない場合は前記に該当しない場合があるので、提出された写真等から固定具が確実に設置されていること、業務に使用されるものであることが確認できれば標章を交付することができる。	
⑩ 患者輸送 車両	1 申請書（県規則様式第2号）（2通） 2 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面（2通） 3 使用車両を撮影した写真（各2部） (1)車両の正面、(2)後方、(3)側面、(4)リフトを降下させた状況、(5)担架又は車椅子固定具の設置・固定状況 4 社員証・身分証明証等の写し（2通） 5 業務に使用することを疎明する書面 ◆営業用（緑ナンバー）車両の場合 東北運輸局が発行する一般旅客自動車運送事業に関する許可証の写し（2通）又は同許可証の一部が変更された場合の変更に係る届出書の写し（2通） ◇自家用（白ナンバー）車両の場合 業務内容、用務性を疎明する資料（2通） または、自家用有償旅客運送自動車として許可を受けている場合、同許可証（又は変更に係る届出書）の写し（2通）	8 一般旅客自動車運送事業に関する許可証又は届出書は、申請者名義が同一か、東北運輸局の印が押印されているかを確認すること。	
⑪ 車いす 移動車両			

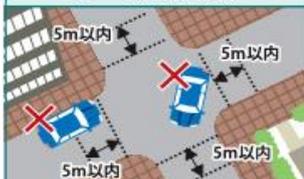
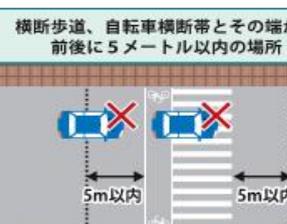
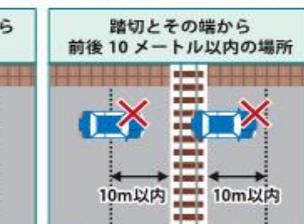
※5 ※4のとおり。特に、⑨緊急報道取材車両の申請において、用務に使用する車両・ドライバーに関してのみ契約している場合は、業務を直接委託しているものではないことから、標章の有効期間は当該契約期間とすることなく、あくまで申請者が行う業務（緊急報道取材）の必要期間で判断して交付すること。

# 駐車許可証等を掲出していても駐車することができない場所等

駐車許可証や駐車除外標章を掲出していても、以下のような場所又は方法では駐車できませんので、注意してください。

## ● 停車及び駐車を禁止する場所 (道路交通法第 44 条関係)

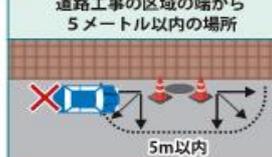
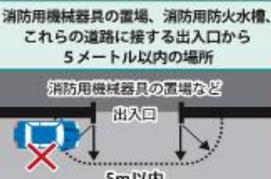
※道路標識等により駐車することができることとされている場合を除く

<p>駐停車禁止の標識や標示のある場所</p>  <p>駐停車禁止標識 駐停車禁止標示</p>	<p>交差点とその端から 5メートル以内の場所</p> 	<p>トンネル</p> 	<p>坂の頂上付近</p> 	<p>勾配の急な坂</p> 
<p>横断歩道、自転車横断帯とその端から 前後に 5メートル以内の場所</p> 	<p>踏切とその端から 前後 10メートル以内の場所</p> 	<p>軌道敷内</p> 	<p>道路の曲がり角から 5メートル以内の場所</p> 	
<p>安全地帯の左側と その前後 10メートル以内の場所</p> 		<p>バス、路面電車の停留所の標示板から 10メートル以内の場所</p> <p>※運行時間中に限る</p> 		

※これらの場所のほか、パーキングエリア等を除いて高速自動車国道及び自動車専用道路も駐停車禁止です (道路交通法第 75 条の 8)。

## ● 駐車を禁止する場所 (道路交通法第 45 条関係)

※道路標識等により駐車することができることとされている場合を除く

<p>駐車場、車庫などの自動車の出入口から 3メートル以内の場所</p> 	<p>道路工事の区域の端から 5メートル以内の場所</p> 
<p>消防用機械器具の置場、消防用防火水槽、これらの道路に接する出入口から 5メートル以内の場所</p> 	<p>消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置や消防用防火水槽の取り入れ口から 5メートル以内の場所</p> 
<p>火災報知機から 1メートル以内の場所</p> 	<p>駐車した場合、車の右側の道路上に 3.5メートル以上の余地がなくなる場所</p> 

## ● 停車又は駐車の方法 (道路交通法第 47 条関係)

※道路標識等により駐車することができることとされている場合を除く

歩道や路側帯のない道路では、道路の左端に沿い、歩道や路側帯のある一般道路では、車道の左端に沿って駐車すること (歩道上駐車、右側駐車、斜め駐車は違反)



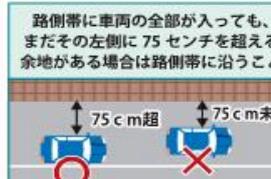
幅 75 センチ以下の路側帯、駐停車禁止路側帯 (実線と破線)、歩行者用路側帯 (実線 2 本) には駐車しないこと



幅 75 センチを超える路側帯に駐車するときは、車両の左側に 75 センチの余地をあけること



路側帯に車両の全部が入っても、まだその左側に 75 センチを超える余地がある場合は路側帯に沿うこと



## ● 時間制限駐車区間における駐車の方法 (道路交通法第 49 条の 3 関係)



○ 枠内駐車 (8-20)

× 枠外駐車

## ● 自動車の保管場所について (保管場所法第 11 条関係)

保管場所としての道路使用の禁止



長時間駐車の禁止

※政令で定める場合を除く

8 時間以上 (夜間 8 時間以上) - 12 時間以上

長時間… 12 時間以上 (夜間 8 時間以上)